

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

～未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき～

平成 30(2018)年度～令和 3 (2021)年度

第 6 章改定版

(川崎市第 2 期子ども・子育て支援事業計画)



令和 2 年 2 月

川 崎 市

第6章

.....

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みと確保方策

（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）

目 次

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 確保方策（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）

1 「子ども・子育て支援新制度」の概要	1
2 「量の見込みと確保方策」について	3
3 就学前児童の将来人口推計について	4
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	6
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	36

資料編	53
-----	----

- 1 計画策定の経過
- 2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 川崎市子ども・子育て会議条例
- 4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

1 「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成 27（2015）年 4 月、全国で一斉に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この制度は、平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連 3 法に基づく制度で、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するものです。子どもや子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識」のもとに、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援することが必要になってきているため、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

この制度では、3 歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。

それまで「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と分かれていた実施主体が、従来からの私学助成を受ける施設を除き市町村に一本化されました。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するなど、その責務を負うこととなりました。

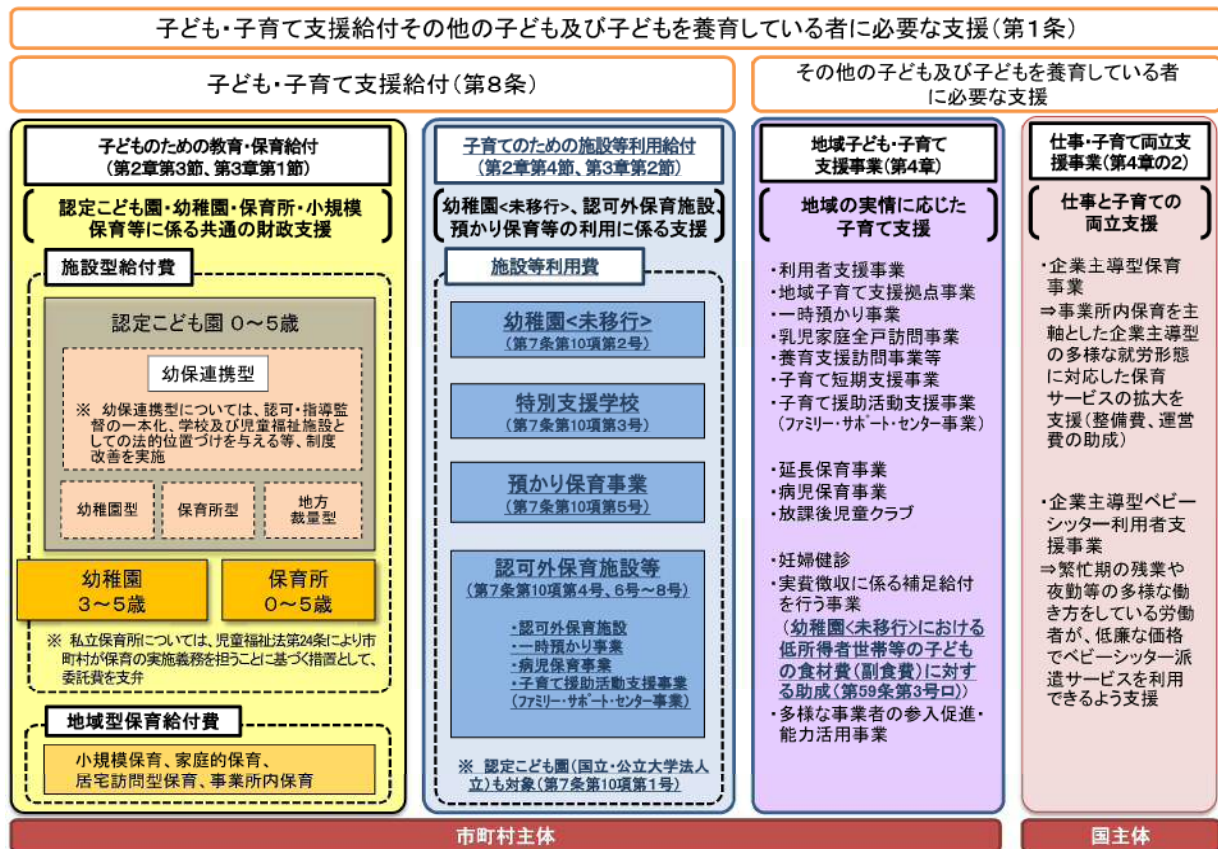
さらに、13 事業が地域子ども・子育て支援事業として法定化され、市町村が地域の実績に応じて実施することとなりました。

令和元年 5 月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨が基本理念に追加されました。子育てのための施設等利用給付が創設され、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援が行われることとなり、同年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。また、令和元年 9 月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、引き続き、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めていきます。

なお、本市総合計画においては、各施策・事務事業の実施とともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、国連で採択された「2030 アジェンダ」が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組の推進を担うこととしていることから、SDGs の理念や目標、国の動向等も踏まえながら計画を推進していきます。

＜子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の概要＞



※内閣府ホームページより引用。下線部は令和元年5月の法改正による改正部分。

2 「量の見込みと確保方策」について

「子ども・子育て支援法」第61条の規定により、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。

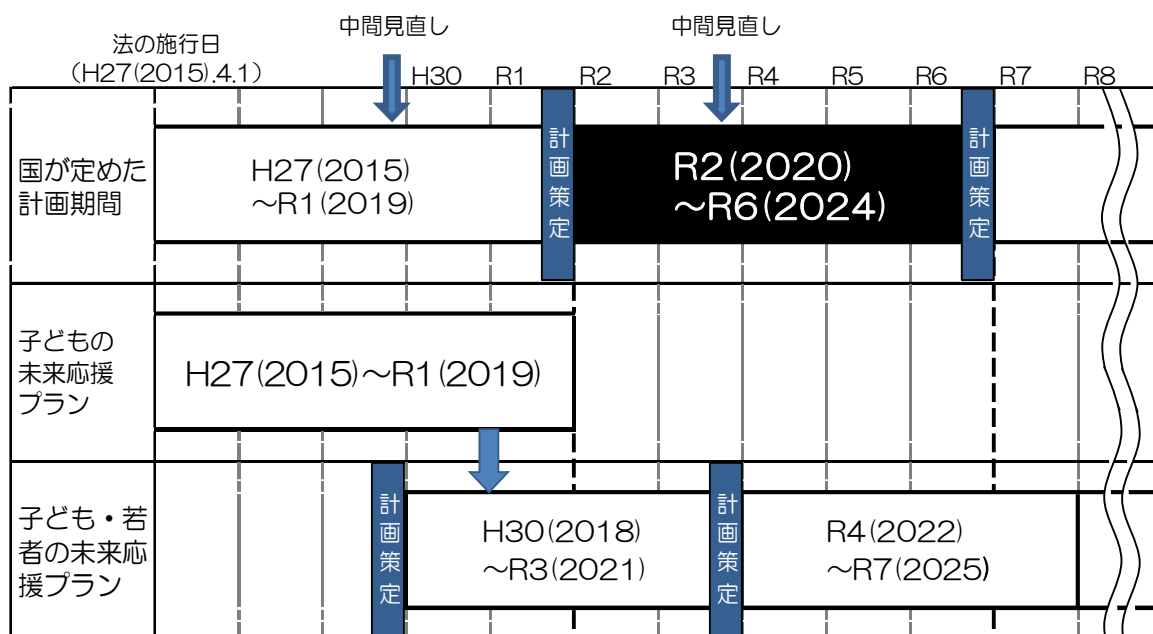
本市では、平成27（2015）年度からの「川崎市子どもの未来応援プラン」において、令和元（2019）年度までの量の見込みと確保方策を定め、平成29（2017）年度に実施した中間評価を踏まえて見直しを行い、平成30（2018）年度からの「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の第6章において、令和3（2021）年度）までの量の見込みと確保方策を定めました。

今回、計画値の見直しを行うとともに、国が定めた計画期間を踏まえて、令和6（2024）年度までの見込み値を示し、第2期子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）を策定するものです。令和3（2021）年度中には第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行うとともに、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定を行います。

なお、今回見直しを行う計画値は、「川崎市総合計画第2期実施計画」において施策や事務事業の目標値として設定しているものが含まれています。今回の計画値の見直しにあたっては、就学前児童数の実績値や、保育ニーズの高まり等最新の社会情勢の変化も反映させていることから、「川崎市総合計画第2期実施計画」の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、本計画で新たに設定した数値も活用し、評価を行うこととします。

また、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の第6章以外において、今回見直しを行う計画値と関連する取組について定めていますが、今回見直しを行う数値等を踏まえながら、計画期間における方向性に沿った取組を引き続き進めていきます。

＜「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係＞



3 就学前児童の将来人口推計について

(1) 就学前児童の将来人口推計について

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成 28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。したがって本計画の策定にあたり、就学前児童の将来人口推計を改めて行います。

推計にあたっては、コーホート変化率法（※1）により各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出します。

なお、0歳児推計人口については、人口動態調査（※2）に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出します。

※1 コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、平成 14 年 4 月 2 日～15 年 4 月 1 日生まれのコーホートは、平成 17 年 4 月 1 日時点で満 2 歳、平成 21 年 4 月 1 日時点で満 6 歳となり、平成 21 年度の小学 1 年生となる人々の集団である。

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

（厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」より）

※2 人口動態調査

厚生労働省による出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握するための、統計法に基づく基幹統計『人口動態統計』の作成を目的とする統計調査。

＜各認定区分に該当する年齢別の推計児童数＞

（単位：人）

	3～5歳 （1号または2号 認定に該当）	0歳 （3号認定に 該当）	1～2歳 （3号認定に 該当）	合 計
令和元 （2019）年度（実績）	40,142	13,059	27,208	80,409
令和2 （2020）年度	40,134	13,348	26,281	79,763
令和3 （2021）年度	39,368	13,302	26,053	78,723
令和4 （2022）年度	38,102	13,286	26,296	77,684
令和5 （2023）年度	37,507	13,291	26,234	77,032
令和6 （2024）年度	37,246	13,334	26,222	76,802
令和7 （2025）年度	37,459	13,415	26,268	77,142

＜参考 就学前児童数実績（年齢別・区別）＞
年齢別実績

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R1
0 歳児	14,229	14,412	13,984	13,585	13,059
1 歳児	13,962	14,296	14,273	13,884	13,560
2 歳児	13,679	13,564	14,005	13,995	13,648
3 歳児	13,338	13,365	13,248	13,683	13,692
4 歳児	13,268	13,135	13,225	13,083	13,484
5 歳児	12,942	13,106	13,055	13,112	12,966
合計	81,418	81,878	81,790	81,342	80,409

区別実績

	H27	H28	H29	H30	R1
川崎区	11,185	11,299	11,217	10,986	10,660
幸区	9,352	9,648	9,809	9,958	9,986
中原区	14,738	14,988	15,146	15,415	15,459
高津区	13,047	13,129	13,023	12,917	12,675
宮前区	13,315	13,268	13,281	13,110	12,866
多摩区	10,271	10,230	10,120	9,995	10,009
麻生区	9,510	9,316	9,194	8,961	8,754
合計	81,418	81,878	81,790	81,342	80,409

（２）就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

各事業の量の見込みについては、就学前推計児童数を踏まえて、「川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 31 年 3 月）」を参考に「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）（平成 31 年 4 月 23 日内閣府）」等に基づき算出した数値や、事業の利用状況等をもとに算出しています。

＜川崎市子ども・子育て支援に関する利用ニーズ調査＞

- 実施時期：平成 31（2019）年 1 月 18 日から 1 月 31 日まで
- 調査数：無作為抽出により就学前の子どもの保護者 15,000 件、小学生の保護者 3,000 件
- 回収数（回収率）：就学前 8,374 件（55.8％）、小学生 1,739 件（58.0％）

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合もありますが、原則として、行政区ごとに保育の必要性の有無や利用する施設等に応じた給付認定を行っており、行政区ごとに量の見込みを算出することでより精緻に必要量を見込むことができることから、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

(2) 教育・保育に関する施設・地域型保育事業

ア 教育・保育に関する施設

(ア) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
保育所型	認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
地方裁量型	幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

(イ) 幼稚園

3歳から就学前の幼児が、様々な遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

(ウ) 保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

イ 地域型保育事業

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
事業所内保育事業	事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

（3）子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分

ア 子ども・子育て支援給付と認定区分について

新制度では、就学前の子どもの健やかな成長のために、必要な「子ども・子育て支援給付」を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」と幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」があります。保育所等とは、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）のことをいいます。

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、市が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に応じた区分	給付対象施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園（施設型給付） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	0歳～2歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所等以外の幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等の利用者についても新たに給付制度が始まりました。給付にあたっては、施設等利用給付認定を受けることが必要です。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園（私学助成）
新2号認定	3歳～5歳 ※1	あり	幼稚園・認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等 ※4
新3号認定 ※3	0歳～2歳 ※2	あり	認可外保育施設等 ※4

※1 満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども

※2 満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども

※3 非課税世帯のみ

※4 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

イ 保育の必要性の認定基準について

保育の必要性の認定にあたっては、「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定し、現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分を設けます。「短時間」の認定は、保護者の1か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月48時間から月64時間の間で下限時間を定めることとなっています。本市では、現行の入所要件（月16日以上かつ1日あたり4時間以上の就労）を踏まえ、下限時間を「月64時間（ただし、月16日以上かつ1日あたり4時間以上）」として「量の見込み」を算出するものとします。

（４）教育・保育の量の見込みと確保方策

ア 教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況等から量を見込みます。これまでの実績では、教育のニーズ割合は減少しているものの、保育のニーズ割合は増加していることから、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向となっており、今後も増加していくものと見込んでいます。

計画期間中の教育・保育の量の見込みについては、就学前児童数の減少を見込んでいますが、それを上回る形で全体のニーズ割合の増加を見込んでいることから、次ページ以降のとおり増加傾向となっています。

幼児教育・保育の無償化による量の見込みへの影響については、主に無償化の対象となる3～5歳児は、本市ではすでに保育所や幼稚園等を利用している児童が大半を占めていることから、制度開始直後における影響は少ないものと考えていますが、制度の定着に伴う影響については、計画の中間見直しにおいて、利用実績や申請状況等を踏まえ、反映させていく予定です。

なお、教育・保育の量の見込みについては、令和6（2024）年度の認可保育所の新設等による受入枠の拡大目標値を定めるため、令和7（2025）年4月についても定めます。

イ 教育・保育の確保方策の考え方について

認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、おなかま保育室、年度限定型保育事業及び企業主導型保育事業（地域枠）が対象）により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

確保方策については、認定区分ごとの各施設の定員構成等により量の見込みを上回る場合があります。

■全市域

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
平成31（2019） （実績）	確保方策	教育保育施設	19,664	17,063	2,235	10,588	12,823	49,550	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	17,063	2,235	10,588	12,823	29,886
			幼稚園・認定こども園（1号）	2,527	0	-	-	-	2,527
			私学助成を受ける幼稚園	17,137	0	-	-	-	17,137
		地域型保育事業	-	1	187	625	812	813	
		認可外保育施設等	-	1,552	356	2,360	2,716	4,268	
		合計	19,664	18,616	2,778	13,573	16,351	54,631	
令和2（2020）	量の見込み		18,325	19,734	3,468	14,903	18,371	56,430	
	確保方策	教育保育施設	18,325	19,003	2,306	11,097	13,403	50,731	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	18,464	2,306	11,097	13,403	31,867
			幼稚園・認定こども園（1号）	2,495	67	-	-	-	2,562
			私学助成を受ける幼稚園	15,830	472	-	-	-	16,302
		地域型保育事業	-	-	291	745	1,036	1,036	
		認可外保育施設等	-	829	871	3,061	3,932	4,761	
合計		18,325	19,832	3,468	14,903	18,371	56,528		
令和3（2021）	量の見込み		17,158	20,360	3,606	15,523	19,129	56,647	
	確保方策	教育保育施設	17,158	20,016	2,483	11,625	14,108	51,282	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	19,477	2,483	11,625	14,108	33,585
			幼稚園・認定こども園（1号）	3,034	76	-	-	-	3,110
			私学助成を受ける幼稚園	14,124	463	-	-	-	14,587
		地域型保育事業	-	-	339	849	1,188	1,188	
		認可外保育施設等	-	439	784	3,049	3,833	4,272	
合計		17,158	20,455	3,606	15,523	19,129	56,742		

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和4(2022)	量の見込み		15,901	20,703	3,749	16,409	20,158	56,762
	確保方策	教育保育施設	15,901	20,675	2,685	12,110	14,795	51,371
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	20,237	2,685	12,110	14,795
			幼稚園・認定こども園(1号)	3,077	71	-	-	-
			私学助成を受ける幼稚園	12,824	367	-	-	-
		地域型保育事業	-	-	387	953	1,340	1,340
		認可外保育施設等	-	68	677	3,346	4,023	4,091
	合計		15,901	20,743	3,749	16,409	20,158	56,802
令和5(2023)	量の見込み		14,929	21,327	3,896	17,134	21,030	57,286
	確保方策	教育保育施設	14,929	21,323	2,896	12,568	15,464	51,716
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	20,933	2,896	12,568	15,464
			幼稚園・認定こども園(1号)	3,256	74	-	-	-
			私学助成を受ける幼稚園	11,673	316	-	-	-
		地域型保育事業	-	-	465	1,122	1,587	1,587
		認可外保育施設等	-	24	535	3,444	3,979	4,003
	合計		14,929	21,347	3,896	17,134	21,030	57,306
令和6(2024)	量の見込み		14,059	22,109	4,059	17,890	21,949	58,117
	確保方策	教育保育施設	14,059	22,075	3,116	13,083	16,199	52,333
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	21,677	3,116	13,083	16,199
			幼稚園・認定こども園(1号)	3,252	85	-	-	-
			私学助成を受ける幼稚園	10,807	313	-	-	-
		地域型保育事業	-	-	537	1,297	1,834	1,834
		認可外保育施設等	-	34	406	3,510	3,916	3,950
	合計		14,059	22,109	4,059	17,890	21,949	58,117

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和7 (2025)	量の見込み		13,382	23,145	4,232	18,694	22,926	59,453
	確保方策	教育保育施設	13,382	23,056	3,222	13,648	16,870	53,308
		内訳						
		保育所・認定こども園（2・3号）	-	22,652	3,222	13,648	16,870	39,522
		幼稚園・認定こども園（1号）	3,173	86	-	-	-	3,259
		私学助成を受ける幼稚園	10,209	318	-	-	-	10,527
		地域型保育事業	-	-	681	1,609	2,290	2,290
		認可外保育施設等	-	89	329	3,437	3,766	3,855
	合計		13,382	23,145	4,232	18,694	22,926	59,453

(参考) 各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和2年4月	45.7	49.2	26.0	56.7	46.4
令和3年4月	43.6	51.7	27.1	59.6	48.6
令和4年4月	41.7	54.3	28.2	62.4	50.9
令和5年4月	39.8	56.9	29.3	65.3	53.2
令和6年4月	37.7	59.4	30.4	68.2	55.5
令和7年4月	35.7	61.8	31.5	71.2	57.8

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
平成31(2019)(実績)	確保方策	教育保育施設	2,665	2,177	269	1,269	1,538	6,380
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,177	269	1,269	1,538	3,715
			幼稚園・認定こども園(1号)	0	-	-	-	336
			私学助成を受ける幼稚園	0	-	-	-	2,329
		地域型保育事業	-	-	30	120	150	150
		認可外保育施設等	-	230	13	206	219	449
		合計	2,665	2,407	312	1,595	1,907	6,979
令和2(2020)	量の見込み		2,504	2,501	383	1,738	2,121	7,126
	確保方策	教育保育施設	2,504	2,361	286	1,386	1,672	6,537
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,271	286	1,386	1,672	3,943
			幼稚園・認定こども園(1号)	11	-	-	-	327
			私学助成を受ける幼稚園	79	-	-	-	2,267
		地域型保育事業	-	-	48	118	166	166
		認可外保育施設等	-	140	49	234	283	423
		合計	2,504	2,501	383	1,738	2,121	7,126
令和3(2021)	量の見込み		2,415	2,528	397	1,847	2,244	7,187
	確保方策	教育保育施設	2,415	2,455	298	1,433	1,731	6,601
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,365	298	1,433	1,731	4,096
			幼稚園・認定こども園(1号)	11	-	-	-	316
			私学助成を受ける幼稚園	79	-	-	-	2,189
		地域型保育事業	-	-	54	131	185	185
		認可外保育施設等	-	73	45	283	328	401
		合計	2,415	2,528	397	1,847	2,244	7,187

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和4(2022)	量の見込み		2,273	2,481	412	1,996	2,408	7,162
	確保方策	教育保育施設	2,273	2,481	309	1,466	1,775	6,529
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,413	309	1,466	1,775	4,188
			幼稚園・認定こども園(1号)	9	-	-	-	295
			私学助成を受ける幼稚園	59	-	-	-	2,046
		地域型保育事業	-	-	60	144	204	204
		認可外保育施設等	-	0	43	386	429	429
	合計		2,273	2,481	412	1,996	2,408	7,162
令和5(2023)	量の見込み		2,230	2,558	427	2,082	2,509	7,297
	確保方策	教育保育施設	2,230	2,558	329	1,509	1,838	6,626
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,473	329	1,509	1,838	4,311
			幼稚園・認定こども園(1号)	11	-	-	-	292
			私学助成を受ける幼稚園	74	-	-	-	2,023
		地域型保育事業	-	-	66	157	223	223
		認可外保育施設等	-	0	32	416	448	448
	合計		2,230	2,558	427	2,082	2,509	7,297
令和6(2024)	量の見込み		2,251	2,668	443	2,173	2,616	7,535
	確保方策	教育保育施設	2,251	2,668	359	1,590	1,949	6,868
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,605	359	1,590	1,949	4,554
			幼稚園・認定こども園(1号)	8	-	-	-	292
			私学助成を受ける幼稚園	55	-	-	-	2,022
		地域型保育事業	-	-	72	170	242	242
		認可外保育施設等	-	0	12	413	425	425
	合計		2,251	2,668	443	2,173	2,616	7,535

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和7 (2025)	量の見込み		2,307	2,810	461	2,265	2,726	7,843
	確保方策	教育保育施設	2,307	2,810	359	1,667	2,026	7,143
		内訳						
		保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,773	359	1,667	2,026	4,799
		幼稚園・認定こども園（1号）	291	5	-	-	-	296
		私学助成を受ける幼稚園	2,016	32	-	-	-	2,048
		地域型保育事業	-	-	84	196	280	280
		認可外保育施設等	-	0	18	402	420	420
	合計		2,307	2,810	461	2,265	2,726	7,843

(参考) 各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和2年4月	46.3	46.2	21.7	51.5	41.3
令和3年4月	45.7	47.9	22.5	53.8	43.2
令和4年4月	45.6	49.7	23.4	56.1	45.2
令和5年4月	44.8	51.4	24.2	58.5	47.1
令和6年4月	44.7	53.0	25.0	61.0	49.0
令和7年4月	44.8	54.5	25.9	63.4	50.9

■幸区

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
平成31（2019） （実績）	確保方策	教育保育施設	2,267	2,226	311	1,355	1,666	6,159	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,226	311	1,355	1,666	3,892
			幼稚園・認定こども園（1号）	258	0	-	-	-	258
			私学助成を受ける幼稚園	2,009	0	-	-	-	2,009
		地域型保育事業	-	-	22	79	101	101	
		認可外保育施設等	-	145	53	261	314	459	
		合計	2,267	2,371	386	1,695	2,081	6,719	
令和2（2020）	量の見込み		2,046	2,551	491	1,982	2,473	7,070	
	確保方策	教育保育施設	2,046	2,477	298	1,355	1,653	6,176	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,357	298	1,355	1,653	4,010
			幼稚園・認定こども園（1号）	214	13	-	-	-	227
			私学助成を受ける幼稚園	1,832	107	-	-	-	1,939
		地域型保育事業	-	-	36	98	134	134	
		認可外保育施設等	-	74	157	529	686	760	
合計		2,046	2,551	491	1,982	2,473	7,070		
令和3（2021）	量の見込み		1,968	2,738	513	2,101	2,614	7,320	
	確保方策	教育保育施設	1,968	2,611	328	1,448	1,776	6,355	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,491	328	1,448	1,776	4,267
			幼稚園・認定こども園（1号）	206	13	-	-	-	219
			私学助成を受ける幼稚園	1,762	107	-	-	-	1,869
		地域型保育事業	-	-	42	111	153	153	
		認可外保育施設等	-	127	143	542	685	812	
合計		1,968	2,738	513	2,101	2,614	7,320		

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和4(2022)	量の見込み		1,814	2,838	535	2,227	2,762	7,414
	確保方策	教育保育施設	1,814	2,797	370	1,564	1,934	6,545
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,677	370	1,564	1,934	4,611
			幼稚園・認定こども園(1号)	20	-	-	-	325
			私学助成を受ける幼稚園	100	-	-	-	1,609
		地域型保育事業	-	-	54	137	191	191
		認可外保育施設等	-	41	111	526	637	678
	合計		1,814	2,838	535	2,227	2,762	7,414
令和5(2023)	量の見込み		1,700	2,986	557	2,340	2,897	7,583
	確保方策	教育保育施設	1,700	2,962	426	1,683	2,109	6,771
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,842	426	1,683	2,109	4,951
			幼稚園・認定こども園(1号)	28	-	-	-	419
			私学助成を受ける幼稚園	92	-	-	-	1,401
		地域型保育事業	-	-	66	163	229	229
		認可外保育施設等	-	24	65	494	559	583
	合計		1,700	2,986	557	2,340	2,897	7,583
令和6(2024)	量の見込み		1,576	3,128	583	2,452	3,035	7,739
	確保方策	教育保育施設	1,576	3,112	476	1,789	2,265	6,953
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,992	476	1,789	2,265	5,257
			幼稚園・認定こども園(1号)	28	-	-	-	390
			私学助成を受ける幼稚園	92	-	-	-	1,306
		地域型保育事業	-	-	72	176	248	248
		認可外保育施設等	-	16	35	487	522	538
	合計		1,576	3,128	583	2,452	3,035	7,739

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和7 (2025)	量の見込み		1,459	3,280	607	2,571	3,178	7,917
	確保方策	教育保育施設	1,459	3,280	477	1,869	2,346	7,085
		内訳						
		保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,160	477	1,869	2,346	5,506
		幼稚園・認定こども園（1号）	335	28	-	-	-	363
		私学助成を受ける幼稚園	1,124	92	-	-	-	1,216
		地域型保育事業	-	-	96	228	324	324
		認可外保育施設等	-	0	34	474	508	508
	合計		1,459	3,280	607	2,571	3,178	7,917

(参考) 各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込の割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和2年4月	41.6	51.9	28.7	58.0	48.2
令和3年4月	39.3	54.7	30.1	61.3	50.9
令和4年4月	36.8	57.5	31.4	64.7	53.7
令和5年4月	34.3	60.3	32.7	68.1	56.4
令和6年4月	31.8	63.2	34.1	71.5	59.1
令和7年4月	29.4	66.0	35.6	74.9	61.8

■中原区

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
平成31（2019） （実績）	確保方策	教育保育施設	3,165	3,507	481	2,350	2,831	9,503	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,507	481	2,350	2,831	6,338
			幼稚園・認定こども園（1号）	188	0	-	-	-	188
			私学助成を受ける幼稚園	2,977	0	-	-	-	2,977
		地域型保育事業	-	-	38	110	148	148	
		認可外保育施設等	-	392	106	645	751	1,143	
		合計	3,165	3,899	625	3,105	3,730	10,794	
令和2（2020）	量の見込み		3,006	4,251	807	3,349	4,156	11,413	
	確保方策	教育保育施設	3,006	4,251	540	2,627	3,167	10,424	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,222	540	2,627	3,167	7,389
			幼稚園・認定こども園（1号）	178	2	-	-	-	180
			私学助成を受ける幼稚園	2,828	27	-	-	-	2,855
		地域型保育事業	-	-	55	119	174	174	
		認可外保育施設等	-	0	212	603	815	815	
合計		3,006	4,251	807	3,349	4,156	11,413		
令和3（2021）	量の見込み		2,797	4,504	823	3,461	4,284	11,585	
	確保方策	教育保育施設	2,797	4,479	601	2,775	3,376	10,652	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,450	601	2,775	3,376	7,826
			幼稚園・認定こども園（1号）	166	2	-	-	-	168
			私学助成を受ける幼稚園	2,631	27	-	-	-	2,658
		地域型保育事業	-	-	61	132	193	193	
		認可外保育施設等	-	25	161	554	715	740	
合計		2,797	4,504	823	3,461	4,284	11,585		

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策			1号	2号	3号			合計
				3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和4 (2022)	量の見込み			2,552	4,691	839	3,688	4,527	11,770
	確保方策	教育保育施設		2,552	4,687	660	2,904	3,564	10,803
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,658	660	2,904	3,564	8,222
			幼稚園・認定こども園（1号）	298	3	-	-	-	301
			私学助成を受ける幼稚園	2,254	26	-	-	-	2,280
		地域型保育事業		-	-	73	158	231	231
		認可外保育施設等		-	4	106	626	732	736
		合計			2,552	4,691	839	3,688	4,527
令和5 (2023)	量の見込み			2,330	4,898	858	3,848	4,706	11,934
	確保方策	教育保育施設		2,330	4,898	718	3,033	3,751	10,979
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,874	718	3,033	3,751	8,625
			幼稚園・認定こども園（1号）	407	4	-	-	-	411
			私学助成を受ける幼稚園	1,923	20	-	-	-	1,943
		地域型保育事業		-	-	91	197	288	288
		認可外保育施設等		-	0	49	618	667	667
		合計			2,330	4,898	858	3,848	4,706
令和6 (2024)	量の見込み			2,106	5,113	879	4,015	4,894	12,113
	確保方策	教育保育施設		2,106	5,113	780	3,188	3,968	11,187
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	5,090	780	3,188	3,968	9,058
			幼稚園・認定こども園（1号）	466	5	-	-	-	471
			私学助成を受ける幼稚園	1,640	18	-	-	-	1,658
		地域型保育事業		-	-	91	216	307	307
		認可外保育施設等		-	0	8	611	619	619
		合計			2,106	5,113	879	4,015	4,894

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
令和7 (2025)	量の見込み		1,937	5,447	904	4,199	5,103	12,487	
	確保方策	教育保育施設	1,937	5,447	799	3,388	4,187	11,571	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	5,426	799	3,388	4,187	9,613
			幼稚園・認定こども園（1号）	521	6	-	-	-	527
			私学助成を受ける幼稚園	1,416	15	-	-	-	1,431
		地域型保育事業	-	-	103	242	345	345	
		認可外保育施設等	-	0	2	569	571	571	
	合計		1,937	5,447	904	4,199	5,103	12,487	

(参考) 各認定区分のニーズ割合(各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込の割合) (単位：%)

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和2年4月	40.0	56.6	28.8	63.6	51.5
令和3年4月	37.2	59.9	29.3	66.5	53.4
令和4年4月	34.4	63.3	29.8	69.1	55.5
令和5年4月	31.7	66.7	30.3	72.0	57.5
令和6年4月	28.9	70.1	30.8	74.8	59.5
令和7年4月	26.1	73.4	31.2	77.6	61.5

■高津区

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
平成31（2019） （実績）	確保方策	教育保育施設	3,048	2,725	349	1,686	2,035	7,808	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,725	349	1,686	2,035	4,760
			幼稚園・認定こども園（1号）	141	0	-	-	-	141
			私学助成を受ける幼稚園	2,907	0	-	-	-	2,907
		地域型保育事業	-	-	36	92	128	128	
		認可外保育施設等	-	246	67	416	483	729	
		合計	3,048	2,971	452	2,194	2,646	8,665	
令和2（2020）	量の見込み		2,732	3,092	574	2,436	3,010	8,834	
	確保方策	教育保育施設	2,732	2,906	334	1,653	1,987	7,625	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,756	334	1,653	1,987	4,743
			幼稚園・認定こども園（1号）	337	19	-	-	-	356
			私学助成を受ける幼稚園	2,395	131	-	-	-	2,526
		地域型保育事業	-	-	51	126	177	177	
		認可外保育施設等	-	186	189	657	846	1,032	
合計		2,732	3,092	574	2,436	3,010	8,834		
令和3（2021）	量の見込み		2,522	3,150	591	2,541	3,132	8,804	
	確保方策	教育保育施設	2,522	3,122	373	1,770	2,143	7,787	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,972	373	1,770	2,143	5,115
			幼稚園・認定こども園（1号）	311	19	-	-	-	330
			私学助成を受ける幼稚園	2,211	131	-	-	-	2,342
		地域型保育事業	-	-	69	165	234	234	
		認可外保育施設等	-	28	149	606	755	783	
合計		2,522	3,150	591	2,541	3,132	8,804		

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和4(2022)	量の見込み		2,383	3,176	609	2,702	3,311	8,870
	確保方策	教育保育施設	2,383	3,176	407	1,853	2,260	7,819
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	3,104	407	1,853	2,260	5,364
			幼稚園・認定こども園(1号)	9	-	-	-	303
			私学助成を受ける幼稚園	63	-	-	-	2,152
		地域型保育事業	-	-	81	191	272	272
		認可外保育施設等	-	0	121	658	779	779
	合計		2,383	3,176	609	2,702	3,311	8,870
令和5(2023)	量の見込み		2,246	3,275	626	2,815	3,441	8,962
	確保方策	教育保育施設	2,246	3,275	449	1,940	2,389	7,910
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	3,224	449	1,940	2,389	5,613
			幼稚園・認定こども園(1号)	6	-	-	-	283
			私学助成を受ける幼稚園	45	-	-	-	2,014
		地域型保育事業	-	-	87	204	291	291
		認可外保育施設等	-	0	90	671	761	761
	合計		2,246	3,275	626	2,815	3,441	8,962
令和6(2024)	量の見込み		2,101	3,376	645	2,929	3,574	9,051
	確保方策	教育保育施設	2,101	3,376	477	2,003	2,480	7,957
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	3,320	477	2,003	2,480	5,800
			幼稚園・認定こども園(1号)	7	-	-	-	266
			私学助成を受ける幼稚園	49	-	-	-	1,891
		地域型保育事業	-	-	105	243	348	348
		認可外保育施設等	-	0	63	683	746	746
	合計		2,101	3,376	645	2,929	3,574	9,051

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
令和7 (2025)	量の見込み		1,954	3,534	670	3,045	3,715	9,203	
	確保方策	教育保育施設	1,954	3,534	520	2,092	2,612	8,100	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,440	520	2,092	2,612	6,052
			幼稚園・認定こども園（1号）	241	12	-	-	-	253
			私学助成を受ける幼稚園	1,713	82	-	-	-	1,795
		地域型保育事業	-	-	129	295	424	424	
		認可外保育施設等	-	0	21	658	679	679	
	合計		1,954	3,534	670	3,045	3,715	9,203	

(参考) 各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和2年4月	43.9	49.7	26.6	58.5	47.6
令和3年4月	41.6	52.0	27.5	61.5	49.9
令和4年4月	40.7	54.2	28.5	64.4	52.3
令和5年4月	38.7	56.4	29.4	67.4	54.6
令和6年4月	36.5	58.6	30.4	70.5	57.0
令和7年4月	33.6	60.8	31.4	73.6	59.2

■宮前区

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
平成31(2019)(実績)	確保方策	教育保育施設	3,616	2,618	331	1,570	1,901	8,135
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,618	331	1,570	1,901	4,519
			幼稚園・認定こども園(1号)	0	-	-	-	597
			私学助成を受ける幼稚園	0	-	-	-	3,019
		地域型保育事業	-	-	19	70	89	89
		認可外保育施設等	-	173	39	298	337	510
		合計	3,616	2,791	389	1,938	2,327	8,734
令和2(2020)	量の見込み		3,352	2,974	499	2,084	2,583	8,909
	確保方策	教育保育施設	3,352	2,773	345	1,553	1,898	8,023
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,653	345	1,553	1,898	4,551
			幼稚園・認定こども園(1号)	20	-	-	-	574
			私学助成を受ける幼稚園	100	-	-	-	2,898
		地域型保育事業	-	-	38	98	136	136
		認可外保育施設等	-	201	116	433	549	750
		合計	3,352	2,974	499	2,084	2,583	8,909
令和3(2021)	量の見込み		3,080	3,025	533	2,183	2,716	8,821
	確保方策	教育保育施設	3,080	2,898	354	1,613	1,967	7,945
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,778	354	1,613	1,967	4,745
			幼稚園・認定こども園(1号)	20	-	-	-	529
			私学助成を受ける幼稚園	100	-	-	-	2,671
		地域型保育事業	-	-	50	124	174	174
		認可外保育施設等	-	127	129	446	575	702
		合計	3,080	3,025	533	2,183	2,716	8,821

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和4(2022)	量の見込み		2,809	3,047	571	2,323	2,894	8,750
	確保方策	教育保育施設	2,809	3,024	390	1,695	2,085	7,918
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	2,904	390	1,695	2,085	4,989
			幼稚園・認定こども園(1号)	20	-	-	-	484
			私学助成を受ける幼稚園	100	-	-	-	2,445
		地域型保育事業	-	-	56	137	193	193
		認可外保育施設等	-	23	125	491	616	639
	合計		2,809	3,047	571	2,323	2,894	8,750
令和5(2023)	量の見込み		2,649	3,137	611	2,420	3,031	8,817
	確保方策	教育保育施設	2,649	3,137	425	1,769	2,194	7,980
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	3,039	425	1,769	2,194	5,233
			幼稚園・認定こども園(1号)	21	-	-	-	595
			私学助成を受ける幼稚園	77	-	-	-	2,152
		地域型保育事業	-	-	62	150	212	212
		認可外保育施設等	-	0	124	501	625	625
	合計		2,649	3,137	611	2,420	3,031	8,817
令和6(2024)	量の見込み		2,492	3,280	656	2,532	3,188	8,960
	確保方策	教育保育施設	2,492	3,279	465	1,854	2,319	8,090
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	3,159	465	1,854	2,319	5,478
			幼稚園・認定こども園(1号)	31	-	-	-	670
			私学助成を受ける幼稚園	89	-	-	-	1,942
		地域型保育事業	-	-	80	189	269	269
		認可外保育施設等	-	1	111	489	600	601
	合計		2,492	3,280	656	2,532	3,188	8,960

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和7 (2025)	量の見込み		2,406	3,463	698	2,657	3,355	9,224
	確保方策	教育保育施設	2,406	3,387	483	1,912	2,395	8,188
		内訳						
		保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,267	483	1,912	2,395	5,662
		幼稚園・認定こども園（1号）	617	31	-	-	-	648
		私学助成を受ける幼稚園	1,789	89	-	-	-	1,878
		地域型保育事業	-	-	104	241	345	345
		認可外保育施設等	-	76	111	504	615	691
	合計		2,406	3,463	698	2,657	3,355	9,224

(参考) 各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和2年4月	50.2	44.5	25.1	51.9	43.0
令和3年4月	48.1	47.3	27.0	54.6	45.5
令和4年4月	46.1	50.0	29.0	57.1	47.9
令和5年4月	44.5	52.7	30.9	59.8	50.3
令和6年4月	42.1	55.4	32.8	62.5	52.7
令和7年4月	40.2	57.8	34.7	65.1	55.1

■多摩区

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計			
平成31（2019） （実績）	確保方策	教育保育施設		2,157	2,348	325	1,455	1,780	6,285	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,348	325	1,455	1,780	4,128
			幼稚園・認定こども園（1号）		812	0	-	-	-	812
			私学助成を受ける幼稚園		1,345	0	-	-	-	1,345
		地域型保育事業		-	-	26	78	104	104	
		認可外保育施設等		-	97	46	274	320	417	
		合計		2,157	2,445	397	1,807	2,204	6,806	
令和2（2020）	量の見込み		2,062	2,609	435	2,005	2,440	7,111		
	確保方策	教育保育施設		2,062	2,707	343	1,616	1,959	6,728	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,707	343	1,616	1,959	4,666
			幼稚園・認定こども園（1号）		709	0	-	-	-	709
			私学助成を受ける幼稚園		1,353	0	-	-	-	1,353
		地域型保育事業		-	-	33	76	109	109	
		認可外保育施設等		-	0	59	313	372	372	
合計		2,062	2,707	435	2,005	2,440	7,209			
令和3（2021）	量の見込み		1,888	2,672	449	2,058	2,507	7,067		
	確保方策	教育保育施設		1,888	2,767	363	1,660	2,023	6,678	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,767	363	1,660	2,023	4,790
			幼稚園・認定こども園（1号）		649	0	-	-	-	649
			私学助成を受ける幼稚園		1,239	0	-	-	-	1,239
		地域型保育事業		-	-	33	76	109	109	
		認可外保育施設等		-	0	53	322	375	375	
合計		1,888	2,767	449	2,058	2,507	7,162			

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和4(2022)	量の見込み		1,743	2,757	462	2,108	2,570	7,070
	確保方策	教育保育施設	1,743	2,797	373	1,681	2,054	6,594
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,797	373	1,681	2,054
			幼稚園・認定こども園(1号)	599	0	-	-	599
			私学助成を受ける幼稚園	1,144	0	-	-	1,144
		地域型保育事業	-	-	33	76	109	109
		認可外保育施設等	-	0	56	351	407	407
	合計		1,743	2,797	462	2,108	2,570	7,110
令和5(2023)	量の見込み		1,564	2,777	476	2,221	2,697	7,038
	確保方策	教育保育施設	1,564	2,797	373	1,685	2,058	6,419
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,797	373	1,685	2,058
			幼稚園・認定こども園(1号)	537	0	-	-	537
			私学助成を受ける幼稚園	1,027	0	-	-	1,027
		地域型保育事業	-	-	51	115	166	166
		認可外保育施設等	-	0	52	421	473	473
	合計		1,564	2,797	476	2,221	2,697	7,058
令和6(2024)	量の見込み		1,426	2,844	491	2,336	2,827	7,097
	確保方策	教育保育施設	1,426	2,827	383	1,709	2,092	6,345
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,827	383	1,709	2,092
			幼稚園・認定こども園(1号)	490	0	-	-	490
			私学助成を受ける幼稚園	936	0	-	-	936
		地域型保育事業	-	-	63	141	204	204
		認可外保育施設等	-	17	45	486	531	548
	合計		1,426	2,844	491	2,336	2,827	7,097

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和7 (2025)	量の見込み		1,288	2,900	506	2,459	2,965	7,153
	確保方策	教育保育施設	1,288	2,887	403	1,756	2,159	6,334
		内訳						
		保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,887	403	1,756	2,159	5,046
		幼稚園・認定こども園（1号）	443	0	-	-	-	443
		私学助成を受ける幼稚園	845	0	-	-	-	845
		地域型保育事業	-	-	87	193	280	280
		認可外保育施設等	-	13	16	510	526	539
	合計		1,288	2,900	506	2,459	2,965	7,153

(参考) 各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和2年4月	42.8	54.1	25.9	60.1	48.7
令和3年4月	40.4	57.1	26.7	63.8	51.1
令和4年4月	37.9	60.0	27.6	67.7	53.6
令和5年4月	35.5	63.0	28.3	71.3	56.2
令和6年4月	33.1	66.0	29.1	75.0	58.9
令和7年4月	30.6	68.9	29.9	78.7	61.6

■麻生区

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
平成31(2019)(実績)	確保方策	教育保育施設	2,746	1,462	169	903	1,072	5,280
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	1,462	169	903	1,072	2,534
			幼稚園・認定こども園(1号)	0	-	-	-	195
			私学助成を受ける幼稚園	0	-	-	-	2,551
		地域型保育事業	-	1	16	76	92	93
		認可外保育施設等	-	269	32	260	292	561
		合計	2,746	1,732	217	1,239	1,456	5,934
令和2(2020)	量の見込み		2,623	1,756	279	1,309	1,588	5,967
	確保方策	教育保育施設	2,623	1,528	160	907	1,067	5,218
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	1,498	160	907	1,067	2,565
			幼稚園・認定こども園(1号)	2	-	-	-	189
			私学助成を受ける幼稚園	28	-	-	-	2,464
		地域型保育事業	-	-	30	110	140	140
		認可外保育施設等	-	228	89	292	381	609
		合計	2,623	1,756	279	1,309	1,588	5,967
令和3(2021)	量の見込み		2,488	1,743	300	1,332	1,632	5,863
	確保方策	教育保育施設	2,488	1,684	166	926	1,092	5,264
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	1,654	166	926	1,092	2,746
			幼稚園・認定こども園(1号)	11	-	-	-	899
			私学助成を受ける幼稚園	19	-	-	-	1,619
		地域型保育事業	-	-	30	110	140	140
		認可外保育施設等	-	59	104	296	400	459
		合計	2,488	1,743	300	1,332	1,632	5,863

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和4(2022)	量の見込み		2,327	1,713	321	1,365	1,686	5,726
	確保方策	教育保育施設	2,327	1,713	176	947	1,123	5,163
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	1,684	176	947	1,123	2,807
			幼稚園・認定こども園(1号)	10	-	-	-	841
			私学助成を受ける幼稚園	19	-	-	-	1,515
		地域型保育事業	-	-	30	110	140	140
		認可外保育施設等	-	0	115	308	423	423
	合計		2,327	1,713	321	1,365	1,686	5,726
令和5(2023)	量の見込み		2,210	1,696	341	1,408	1,749	5,655
	確保方策	教育保育施設	2,210	1,696	176	949	1,125	5,031
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	1,684	176	949	1,125	2,809
			幼稚園・認定こども園(1号)	4	-	-	-	793
			私学助成を受ける幼稚園	8	-	-	-	1,429
		地域型保育事業	-	-	42	136	178	178
		認可外保育施設等	-	0	123	323	446	446
	合計		2,210	1,696	341	1,408	1,749	5,655
令和6(2024)	量の見込み		2,107	1,700	362	1,453	1,815	5,622
	確保方策	教育保育施設	2,107	1,700	176	950	1,126	4,933
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	1,684	176	950	1,126	2,810
			幼稚園・認定こども園(1号)	6	-	-	-	758
			私学助成を受ける幼稚園	10	-	-	-	1,365
		地域型保育事業	-	-	54	162	216	216
		認可外保育施設等	-	0	132	341	473	473
	合計		2,107	1,700	362	1,453	1,815	5,622

(単位：人)

								(単位：人)	
年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
令和7 (2025)	量の見込み		2,031	1,711	386	1,498	1,884	5,626	
	確保方策	教育保育施設	2,031	1,711	181	964	1,145	4,887	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,699	181	964	1,145	2,844
			幼稚園・認定こども園（1号）	725	4	-	-	-	729
			私学助成を受ける幼稚園	1,306	8	-	-	-	1,314
		地域型保育事業	-	-	78	214	292	292	
		認可外保育施設等	-	0	127	320	447	447	
	合計		2,031	1,711	386	1,498	1,884	5,626	

(参考) 各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和2年4月	57.3	38.4	22.5	48.3	40.2
令和3年4月	56.3	39.4	24.5	50.6	42.3
令和4年4月	55.1	40.5	26.4	52.9	44.4
令和5年4月	54.3	41.7	28.3	55.1	46.5
令和6年4月	53.0	42.8	30.3	57.4	48.7
令和7年4月	51.9	43.7	32.2	59.6	50.8

(5) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園の目標設置数については、市内の私学助成を受ける幼稚園等を対象とした、移行状況調査の結果や、個別移行相談の実施状況を踏まえ、今後の施設数を見込みます。

＜認定こども園設置数＞

(単位：施設数(園))

全市域	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和元 (2019) 年度実績
認定こども園	12	16	18	21	23	10
(うち幼保連携型)	5	5	6	7	9	3

(6) 認可保育所等の受入枠の拡大

保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために、市有地活用や民有地活用、民間事業者活用、鉄道事業者活用などの多様な手法により認可保育所、小規模保育事業を整備し、定員枠の拡大を図ります。教育・保育提供区域は、行政区ごととしますが、区境等における利用形態や、生活動線等によっては他区の教育・保育需要をカバーするケースもあるため、整備については、これらの点も考慮したうえで進めていくものとします。

(※) 整備手法について

市有地活用型・・・社会福祉法人等に市有地を貸し付け、当該法人が保育所を整備するもの

民有地活用型・・・社会福祉法人等が用地を確保し、当該法人が保育所を整備するもの

民間事業者活用型・・・保育事業者が賃貸物件を確保し、物件内部を改修することにより保育所を整備するもの

鉄道事業者活用型・・・鉄道事業者が鉄道用地等に建物を整備の上、鉄道事業者が調整した保育事業者に物件を賃貸し、保育事業者が内部を改修することにより保育所を整備するもの

＜認可保育所等の新設による定員枠の拡大目標値＞

(単位：人数(人))

区 域	令和2 (2020) 年度整備	令和3 (2021) 年度整備	令和4 (2022) 年度整備	令和5 (2023) 年度整備	令和6 (2024) 年度整備	5か年度 合計	平成30 (2018) 年度実績
全 市	1,492	1,317	1,194	1,311	1,733	7,047	1,525
川崎区	150	90	120	199	259	818	90
幸 区	250	294	229	259	297	1,329	85
中原区	365	314	338	319	439	1,775	695
高津区	338	259	240	218	237	1,292	225
宮前区	209	240	210	218	237	1,114	190
多摩区	120	60	38	79	177	474	180
麻生区	60	60	19	19	87	245	60

認可保育所等の新設によるほか、既存保育所の定員変更や認可外保育施設の認可化等により受入枠の拡大を推進します

【令和3（2021）年4月に向けた受入枠の拡大（令和2（2020）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	整備手法
大島・大島乳児保育園跡地保育所 （川崎区）	新築	90人	市有地活用型
北加瀬保育園跡地保育所 （幸区）	新築	10人増 (60人⇒70人)	公立保育所民営化
西宮内保育園跡地保育所 （中原区）	新築	30人増 (90人⇒120人)	公立保育所民営化
中原保育園増改築 （中原区）	増改築	10人増 (120人⇒130人)	公立保育所増改築
にじいろ保育園南平間増改築 （中原区）	増改築	10人増 (120人⇒130人)	民間保育所増改築
さくらの木・さくらの木乳児保育園増改築 （中原区）	増改築	15人増 (125人⇒140人)	民間保育所増改築
土橋1丁目地内保育所 （宮前区）	新築	130人	民有地活用型
その他	新築 増改築 改修等	1,197人	民間事業者活用型、民間事業者自主整備型等
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	1,492人		
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	335人		
受入枠拡大 合計	1,827人		

【令和4（2022）年4月に向けた受入枠の拡大（令和3（2021）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	整備手法
大宮町地内保育所 （幸区）	新築	60人	鉄道事業者活用型
平間・平間乳児保育園民営化保育所移築 （幸区）	新築	60人増 (95人⇒155人)	公立保育所民営化
みやざき保育園増改築 （宮前区）	増改築	25人増 (155人⇒180人)	民間保育所増改築
その他	新築 増改築 改修等	1,172人	市有地活用型、民間事業者活用型、民有地活用型、鉄道事業者活用型、民間事業者自主整備型等
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	1,317人		
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	245人		
受入枠拡大 合計	1,562人		

【令和5（2023）年4月に向けた受入枠の拡大（令和4（2022）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	1,194人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	373人
受入枠拡大 合計	1,567人

【令和6（2024）年4月に向けた受入枠の拡大（令和5（2023）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	1,311人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	376人
受入枠拡大 合計	1,687人

【令和7（2025）年4月に向けた受入枠の拡大（令和6（2024）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	1,733人
その他（既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大）	313人
受入枠拡大 合計	2,046人

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。なお、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については、「量の見込み」と「確保方策」を記載する事業の対象外となっています。

(1) 妊婦健康診査

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (1) 妊婦・乳幼児健康診査事業

②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の考え方	● 実績と同程度の量を見込んでいるため現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、補助券の利用により費用の一部を公費負担していきます。 ● 母子保健情報システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、医療機関との連携を強化し、妊娠期の保健の向上を図ります。 ● 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

（単位：※1 年間延べ受診回数（回）、※2 人数（人）、※3 件数（件））

全市域	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
量の見込み ※1	167,595	167,407	167,466	168,020	169,035	-
確保方策 ※1	167,595	167,407	167,466	168,020	169,035	170,081
(参考) 推計出生数※2	13,527	13,511	13,516	13,561	13,643	13,816
(参考) 推計妊娠届出数※3	14,203	14,187	14,192	14,239	14,325	14,518

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

④乳児家庭への新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ● 新生児訪問 おおむね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ● こんにちは赤ちゃん訪問 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける制度です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の考え方	● こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 ● 長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 ● 訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 ● 訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容を充実し、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：訪問指導員登録数 70 人（平成 31 年 4 月 1 日現在） 登録訪問員登録数 858 人（平成 31 年 4 月 1 日現在） 実施機関：各区地域みまもり支援センター

(単位：訪問件数(件))

区域		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,662	1,659	1,662	1,665	1,669	-
	確保方策	1,662	1,659	1,662	1,665	1,669	1,561
幸区	量の見込み	1,613	1,607	1,606	1,602	1,609	-
	確保方策	1,613	1,607	1,606	1,602	1,609	1,645
中原区	量の見込み	2,641	2,647	2,654	2,668	2,691	-
	確保方策	2,641	2,647	2,654	2,668	2,691	2,672
高津区	量の見込み	2,036	2,022	2,015	2,003	1,997	-
	確保方策	2,036	2,022	2,015	2,003	1,997	2,169
宮前区	量の見込み	1,875	1,859	1,857	1,864	1,881	-
	確保方策	1,875	1,859	1,857	1,864	1,881	1,963
多摩区	量の見込み	1,581	1,584	1,579	1,584	1,587	-
	確保方策	1,581	1,584	1,579	1,584	1,587	1,859
麻生区	量の見込み	1,167	1,153	1,144	1,134	1,126	-
	確保方策	1,167	1,153	1,144	1,134	1,126	1,149
全市	量の見込み	12,574	12,530	12,515	12,520	12,561	-
	確保方策	12,574	12,530	12,515	12,520	12,561	13,018

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (1) 児童虐待防止対策事業

⑤子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則 7 日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	多様な子育て支援ニーズの増加により、本事業の利用人数は増加するものと見込み、現在の実施体制になった平成 29（2017）年度以降増加傾向である利用実績と増加の見込みを踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	● 2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 ● 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
量の見込み	3,550	3,600	3,650	3,700	3,750	-
確保方策	3,550	3,600	3,650	3,700	3,750	3,514

(4) 養育支援訪問事業

ア 専門的相談支援

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

⑤養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムを活用し、要支援家庭の早期の把握に努め、医療機関との連携や周産期の支援強化、乳児家庭訪問の充実等により、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

(単位：訪問件数(件))

全市域	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
量の見込み	387	399	412	425	440	-
確保方策	387	399	412	425	440	378

イ 育児・家事援助

施策の方向性Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (2) 児童相談所運営事業

③養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣）

事業概要	児童相談所で把握した養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込みますが、市内6か所の児童家庭支援センターの設置や、各区役所地域みまもり支援センターにおける相談援助の実施など、地域における様々な支援施策が充実してきていることを踏まえ、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	今後も児童虐待相談・通告件数の増加が見込まれ、要支援家庭に対してより充実した支援を行う必要があるため、要支援家庭の早期の把握に努め、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

(単位：訪問件数(件))

全市域	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
量の見込み	68	76	84	92	100	-
確保方策	68	76	84	92	100	45

(5) 病児・病後児保育事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (5) 認可外保育施設支援事業

③病児・病後児保育事業の実施

事業概要	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育需要の高まりに伴い、本事業の利用ニーズも増加すると考えられますが、疾病の流行に影響される要素もあることから、実績等を加味して目標利用率を設定し、将来人口推計を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	● 各区 1 か所で事業を実施します。 ● 既存の病後児保育施設（幸区、高津区、多摩区）については、病児保育施設に移行していくことを検討します。

(単位：年間延べ利用人数(人))

区域		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,131	1,299	1,391	1,497	1,596	-
	確保方策	1,131	1,299	1,391	1,497	1,596	1,126
幸区	量の見込み	1,024	1,037	1,051	1,076	1,096	-
	確保方策	1,024	1,037	1,051	1,076	1,096	962
中原区	量の見込み	1,171	1,299	1,369	1,486	1,600	-
	確保方策	1,171	1,299	1,369	1,486	1,600	1,099
高津区	量の見込み	1,067	1,193	1,319	1,446	1,572	-
	確保方策	1,067	1,193	1,319	1,446	1,572	1,005
宮前区	量の見込み	1,239	1,316	1,392	1,467	1,542	-
	確保方策	1,239	1,316	1,392	1,467	1,542	1,226
多摩区	量の見込み	1,409	1,436	1,463	1,490	1,517	-
	確保方策	1,409	1,436	1,463	1,490	1,517	1,510
麻生区	量の見込み	818	923	1,028	1,133	1,238	-
	確保方策	818	923	1,028	1,133	1,238	774
全市	量の見込み	7,859	8,503	9,013	9,595	10,161	-
	確保方策	7,859	8,503	9,013	9,595	10,161	7,702

(6) 利用者支援事業

ア 基本型・特定型

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (1) 待機児童対策事業

①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	子ども又はその保護者の身近な地域みまもり支援センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	引き続き、各区役所地域みまもり支援センター7か所及び川崎区の健康福祉ステーション2か所の合計9か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

(単位：実施か所数(か所))

区域		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
川崎区	量の見込み	3	3	3	3	3	-
	確保方策	3	3	3	3	3	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	9	9	9	9	9	-
	確保方策	9	9	9	9	9	9

イ 母子保健型（新規）

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策２ 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 （２）母子保健指導・相談事業

②各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施

事業概要	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、妊娠届出時に、母子健康手帳交付とともに、母子保健コーディネーターが全数面談を行い、より早期に支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施します。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	引き続き、妊娠届出を受け付ける地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションで、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター７か所及び川崎区の健康福祉ステーション２か所の合計９か所に、母子保健コーディネーターを配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和２ (2020) 年度	令和３ (2021) 年度	令和４ (2022) 年度	令和５ (2023) 年度	令和６ (2024) 年度	平成 30 (2018) 年度実績
川崎区	量の見込み	3	3	3	3	3	-
	確保方策	3	3	3	3	3	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	9	9	9	9	9	-
	確保方策	9	9	9	9	9	9

(7) 延長保育事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

⑤延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	- 多様化する就労形態や保育需要の高まりに伴い、本事業の利用人数の伸びは鈍化傾向にあるものの引き続き増加するものとして見込みます。 - 令和元年度の月間実利用見込み人数をもとに、実績を踏まえた延長保育の利用伸び率の平均値を乗じて利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

(単位：月間実利用人数(人))

区域		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,012	1,031	1,050	1,069	1,089	-
	確保方策	1,012	1,031	1,050	1,069	1,089	1,072
幸区	量の見込み	1,109	1,155	1,203	1,253	1,306	-
	確保方策	1,109	1,155	1,203	1,253	1,306	1,149
中原区	量の見込み	2,284	2,428	2,583	2,748	2,925	-
	確保方策	2,284	2,428	2,583	2,748	2,925	2,039
高津区	量の見込み	1,655	1,788	1,911	2,055	2,210	-
	確保方策	1,655	1,788	1,911	2,055	2,210	1,618
宮前区	量の見込み	1,329	1,423	1,525	1,635	1,754	-
	確保方策	1,329	1,423	1,525	1,635	1,754	1,213
多摩区	量の見込み	1,240	1,264	1,288	1,341	1,366	-
	確保方策	1,240	1,264	1,288	1,341	1,366	1,253
麻生区	量の見込み	746	753	760	767	774	-
	確保方策	746	753	760	767	774	761
全市	量の見込み	9,375	9,832	10,320	10,868	11,424	-
	確保方策	9,375	9,832	10,320	10,868	11,424	9,105

(8) 放課後児童健全育成事業

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (6) わくわくプラザ事業

①わくわくプラザ事業の実施

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業であわせて放課後児童健全育成事業を実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	- 多様化する就労形態や共働き世帯の増加を背景に、本事業の利用人数は増加するものと見込みます。 - 小学校長期推計の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに、わくわくプラザ事業であわせて実施している放課後児童健全育成事業の年度当初の「対象児童の数」を見込みます。
確保方策の考え方	- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 - 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業を実施しながら、職員の質の向上を図ります。

(新たに学年ごとの量を設定)

(単位：対象児童の数(人))

区域		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成31 (2019) 年4月実績
川崎区	量の見込み	1,221	1,258	1,326	1,354	1,392	-
	小学校1年生	491	507	533	543	559	-
	小学校2年生	358	370	391	403	416	-
	小学校3年生	216	220	231	238	242	-
	小学校4年生	99	102	108	108	114	-
	小学校5年生	42	43	46	44	43	-
	小学校6年生	15	16	17	18	18	-
	確保方策	1,221	1,258	1,326	1,354	1,392	1,192
幸区	量の見込み	1,119	1,154	1,211	1,253	1,313	-
	小学校1年生	494	508	535	555	582	-
	小学校2年生	318	331	349	363	381	-
	小学校3年生	202	205	211	215	221	-
	小学校4年生	72	75	79	83	88	-
	小学校5年生	28	30	32	32	36	-
	小学校6年生	5	5	5	5	5	-
	確保方策	1,119	1,154	1,211	1,253	1,313	1,063

区域		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成31 (2019) 年4月実績
中原区	量の見込み	1,716	1,823	1,890	2,000	2,094	-
	小学校1年生	707	753	781	824	862	-
	小学校2年生	545	574	595	627	654	-
	小学校3年生	320	341	352	375	394	-
	小学校4年生	107	115	120	127	136	-
	小学校5年生	23	25	28	31	32	-
	小学校6年生	14	15	14	16	16	-
	確保方策	1,716	1,823	1,890	2,000	2,094	1,624
高津区	量の見込み	1,414	1,500	1,599	1,675	1,760	-
	小学校1年生	583	619	660	691	725	-
	小学校2年生	431	460	490	514	541	-
	小学校3年生	264	278	296	312	328	-
	小学校4年生	98	103	110	112	120	-
	小学校5年生	25	28	30	33	35	-
	小学校6年生	13	12	13	13	11	-
	確保方策	1,414	1,500	1,599	1,675	1,760	1,330
宮前区	量の見込み	1,307	1,371	1,449	1,512	1,554	-
	小学校1年生	537	565	596	622	640	-
	小学校2年生	411	431	457	479	492	-
	小学校3年生	230	238	252	263	270	-
	小学校4年生	73	77	82	84	87	-
	小学校5年生	42	46	47	48	48	-
	小学校6年生	14	14	15	16	17	-
	確保方策	1,307	1,371	1,449	1,512	1,554	1,219
多摩区	量の見込み	1,066	1,139	1,204	1,275	1,343	-
	小学校1年生	424	454	481	510	539	-
	小学校2年生	314	334	352	372	389	-
	小学校3年生	209	222	231	245	257	-
	小学校4年生	86	93	99	103	111	-
	小学校5年生	24	27	29	33	36	-
	小学校6年生	9	9	12	12	11	-
	確保方策	1,066	1,139	1,204	1,275	1,343	1,015
麻生区	量の見込み	853	891	927	955	966	-
	小学校1年生	360	376	388	397	402	-
	小学校2年生	274	287	298	308	314	-
	小学校3年生	140	146	153	159	160	-
	小学校4年生	55	56	60	61	60	-
	小学校5年生	18	19	20	20	20	-
	小学校6年生	6	7	8	10	10	-
	確保方策	853	891	927	955	966	823

全市域		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成31 (2019) 年4月実績
全市	量の見込み	8,696	9,136	9,606	10,024	10,422	-
	小学校1年生	3,596	3,782	3,974	4,142	4,309	-
	小学校2年生	2,651	2,787	2,932	3,066	3,187	-
	小学校3年生	1,581	1,650	1,726	1,807	1,872	-
	小学校4年生	590	621	658	678	716	-
	小学校5年生	202	218	232	241	250	-
	小学校6年生	76	78	84	90	88	-
	確保方策	8,696	9,136	9,606	10,024	10,422	8,266

(9) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業 (4) 地域子育て支援事業

①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	● 本事業の主な利用者は、就学前児童のうち、幼稚園や保育所等の施設を利用しない在宅の子育て家庭ですが、その割合は、減少傾向が見込まれます。一方で、身近な地域における子育て相談・援助への需要は継続するものと考え、広報強化や地域バランスの改善による利用促進を加味して量を見込みます。 ● 推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数に対する新規利用者数を利用実績と利用促進を加味して推計し、推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数に乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	リーフレットなどによる施設の周知等、利用者数の増加に向けた広報の強化とともに、施設の利便性や狭さ等を考慮しながら必要に応じて地域バランスの改善に向けた検討を行います。あわせて、保育・子育て総合支援センターやこども文化センターと連携を図り、利用ニーズに的確に対応していきます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

区域		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
川崎区	量の見込み	27,629	28,890	27,666	27,465	26,917	-
	確保方策	27,629	28,890	27,666	27,465	26,917	30,198
幸区	量の見込み	33,636	33,263	30,231	28,544	27,036	-
	確保方策	33,636	33,263	30,231	28,544	27,036	35,931
中原区	量の見込み	36,381	37,833	35,752	33,776	31,994	-
	確保方策	36,381	37,833	35,752	33,776	31,994	40,671
高津区	量の見込み	34,822	34,447	31,299	29,570	28,004	-
	確保方策	34,822	34,447	31,299	29,570	28,004	40,748
宮前区	量の見込み	40,685	40,228	36,561	34,528	32,716	-
	確保方策	40,685	40,228	36,561	34,528	32,716	45,691
多摩区	量の見込み	25,953	27,173	26,047	25,897	25,747	-
	確保方策	25,953	27,173	26,047	25,897	25,747	27,836
麻生区	量の見込み	23,070	22,830	20,738	19,594	18,556	-
	確保方策	23,070	22,830	20,738	19,594	18,556	25,058
全市	量の見込み	222,177	224,664	208,293	199,373	190,969	-
	確保方策	222,177	224,664	208,293	199,373	190,969	246,133

（１０）一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策５ 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 （６）幼児教育推進事業

①幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常のエ育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	● 就労形態等、保育ニーズの多様化を背景に、本事業の利用人数は増加するものと見込みます。 ● 利用者実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	● 事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ● 就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
川崎区	量の見込み	38,483	39,657	40,205	41,380	42,858	-
	確保方策	38,483	39,657	40,205	41,380	42,858	31,241
幸区	量の見込み	35,029	36,098	36,597	37,666	39,012	-
	確保方策	35,029	36,098	36,597	37,666	39,012	30,550
中原区	量の見込み	36,756	37,878	38,401	39,523	40,935	-
	確保方策	36,756	37,878	38,401	39,523	40,935	33,232
高津区	量の見込み	45,019	46,392	47,033	48,408	50,137	-
	確保方策	45,019	46,392	47,033	48,408	50,137	39,940
宮前区	量の見込み	45,643	47,036	47,687	49,079	50,833	-
	確保方策	45,643	47,036	47,687	49,079	50,833	37,359
多摩区	量の見込み	32,346	33,333	33,793	34,781	36,023	-
	確保方策	32,346	33,333	33,793	34,781	36,023	27,424
麻生区	量の見込み	27,551	28,391	28,783	29,625	30,683	-
	確保方策	27,551	28,391	28,783	29,625	30,683	24,009
全市	量の見込み	260,827	268,785	272,499	280,462	290,481	-
	確保方策	260,827	268,785	272,499	280,462	290,481	223,755

（１１）一時預かり事業（保育所における一時預かり）

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策５ 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 （３）民間保育所運営事業

④一時保育実施数の拡大

事業概要	保護者などが週３日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成 29 年度実績をピークに減少傾向に転じており、令和元年度の年間延べ利用見込み人数をもとに、令和２年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化や、民間保育所における利用状況の分析を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	平成 30 (2018) 年度実績
川崎区	量の見込み	11,430	11,338	11,157	11,146	11,213	-
	確保方策	11,430	11,338	11,157	11,146	11,213	13,013
幸区	量の見込み	15,093	15,229	15,138	15,153	15,153	-
	確保方策	15,093	15,229	15,138	15,153	15,153	15,269
中原区	量の見込み	22,062	21,996	22,040	21,996	21,996	-
	確保方策	22,062	21,996	22,040	21,996	21,996	23,226
高津区	量の見込み	18,543	18,246	18,027	17,901	17,793	-
	確保方策	18,543	18,246	18,027	17,901	17,793	20,549
宮前区	量の見込み	14,132	13,779	13,517	13,341	13,328	-
	確保方策	14,132	13,779	13,517	13,341	13,328	15,963
多摩区	量の見込み	16,020	15,619	15,291	14,985	14,835	-
	確保方策	16,020	15,619	15,291	14,985	14,835	18,899
麻生区	量の見込み	11,677	11,339	10,987	10,724	10,552	-
	確保方策	11,677	11,339	10,987	10,724	10,552	13,970
全市	量の見込み	108,957	107,546	106,158	105,246	104,870	-
	確保方策	108,957	107,546	106,158	105,246	104,870	120,889

(12) ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業 (4) 地域子育て支援事業

②ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備、幼稚園や保育所における一時預かりや民間の類似サービスの充実等により、本事業の利用者は、近年減少傾向が続いていますが、過去の実績とマッチングの強化による利用促進を加味して、就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	平成30 (2018) 年度実績
川崎区	量の見込み	2,349	2,331	2,295	2,294	2,308	-
	確保方策	2,349	2,331	2,295	2,294	2,308	1,562
幸区	量の見込み	1,716	1,731	1,721	1,722	1,723	-
	確保方策	1,716	1,731	1,721	1,722	1,723	1,519
中原区	量の見込み	4,302	4,291	4,299	4,289	4,289	-
	確保方策	4,302	4,291	4,299	4,289	4,289	5,028
高津区	量の見込み	1,420	1,520	1,502	1,491	1,482	-
	確保方策	1,420	1,520	1,502	1,491	1,482	1,384
宮前区	量の見込み	1,152	1,248	1,224	1,208	1,207	-
	確保方策	1,152	1,248	1,224	1,208	1,207	946
多摩区	量の見込み	1,887	1,839	1,801	1,766	1,748	-
	確保方策	1,887	1,839	1,801	1,766	1,748	1,867
麻生区	量の見込み	1,848	1,795	1,739	1,697	1,670	-
	確保方策	1,848	1,795	1,739	1,697	1,670	1,600
全市	量の見込み	14,675	14,756	14,581	14,468	14,428	-
	確保方策	14,675	14,756	14,581	14,468	14,428	13,906

「川崎市総合計画第2期実施計画」における施策の成果指標の進行管理上の取扱い

「ふれあい子育てサポートセンターの利用者数」について、「川崎市総合計画第2期実施計画」において施策の成果指標として設定しているところであり、第2期実施計画の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、本計画で新たに設定した数値も活用し、評価を行うこととします。

○「川崎市総合計画第2期実施計画」（P181）との関係

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画 における目標値	第2期実施計画 における目標値	第3期実施計画 における目標値
ふれあい子育てサポート センターの利用者数 (こども未来局調べ)	15,665 人 (平成 26 年 度)	15,596 人 (平成 28 年 度)	16,300 人以上 (平成 29 年 度)	16,600 人以上 (令和 3 年度)	16,600 人以上 (令和 7 年度)



本計画

14,756 人以上
(令和 3 年度)

【本計画における算出の考え方】

「子ども・若者未来応援プラン」（平成 30 年 3 月策定）においては、「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計」（平成 29 年 5 月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえ、令和 2（2020）年度まで就学前児童数が増加するものと見込んでいましたが、実績値は平成 28（2016）年度をピークに減少傾向が続いており、今回の改定で行った令和 3（2021）年度の推計数は 78,723 人と、元々の推計で見込んでいた同年度の推計数 82,901 人を大きく下回っています。

また、ふれあい子育てサポートセンター事業については、認可保育所等の新設整備、幼稚園や保育所における一時預かりや民間の類似サービスの充実等、保育環境の整備が進んできたことにより、本事業の利用率は近年減少傾向が続いています。

本計画においては、これらの最新の状況を基礎として、就学前児童数と延べ利用人数との比率の低い区におけるマッチング強化や、子育てヘルパー会員増に向けた取組による利用促進を加味して、延べ利用人数を算出しました。

資料編

1 計画策定の経過

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定にあたっては、庁内における検討体制とあわせて、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

＜川崎市子ども・子育て会議＞

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和元年 7月 5日	第1回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子ども・若者の未来応援プラン」の年度評価について
令和元年 8月 5日	第2回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子ども・若者の未来応援プラン」の年度評価について ・就学前児童数の推計について
令和元年 9月 11日	第3回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「量の見込み」と「確保方策」の考え方について
令和元年 12月 10日	第2回子ども・子育て会議 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）（案）の策定について

＜川崎市こども施策庁内推進本部会議＞

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和元年 7月 12日	第1回こども施策庁内推進本部会議合同部会 ・子ども・若者の未来応援プラン第6章部分(子ども・子育て支援事業計画)の改定について
令和元年 8月 16日	第1回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・「子ども・若者の未来応援プラン」の年度評価について
令和元年 8月 20日	第1回子ども施策庁内推進本部会議 ・「子ども・若者の未来応援プラン」の年度評価について
令和元年 9月 30日	第2回こども施策庁内推進本部会議合同部会 ・子ども・若者の未来応援プラン第6章部分(子ども・子育て支援事業計画)の改定について
令和元年 10月 9日	第2回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・子ども・若者の未来応援プラン第6章部分(子ども・子育て支援事業計画)の改定について
令和元年 10月 29日	第2回子ども施策庁内推進本部会議 ・子ども・若者の未来応援プラン第6章部分(子ども・子育て支援事業計画)の改定について
令和2年 1月 22日	第3回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）の策定について
令和2年 1月 28日	第3回こども施策庁内推進本部会議 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）の策定について

2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿

令和元年10月1日時点（五十音順・敬称略）

役職	部会	氏名	選出区分	所属等
	■	一瀬 早百合	有識者	和光大学現代人間学部 教授
	■	稲富 正行	労働団体	川崎地域連合 副議長
	◆	大野 伸之	子育て支援 従事者	川崎西部地域療育センター 地域支援課長
	◆	奥村 尚三	保育	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会 会長
	◆	片岡 正	医療	公益社団法人川崎市医師会 副会長
	★	河村 麻莉子	子育て支援 従事者	特定非営利活動法人 子育て支えあいネットワーク満 理事
○	■ ◆	佐藤 康富	有識者	鎌倉女子大学短期大学部 教授
	■	柴田 頼子	有識者	学校法人鷗友学園 特別顧問
	◆	杉山 徹子	市民委員	公募委員
	◆	鈴木 伸司	教育	公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長
	◆	関 和子	子育て支援 従事者	特定非営利活動法人グローイン・グランマ代表
	◆	長南 康子	認定こども園	田園調布学園大学みらいこども園 顧問
	■ ◆	坪井 葉子	有識者	洗足こども短期大学 教授
	★	豊島 このみ	子育て支援 従事者	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事
	★	徳留 直子	市民委員	公募委員
	★	富岡 茂太郎	子育て支援 従事者	川崎市民生委員児童委員協議会 会長
	★	中山 紳一	事業主代表	川崎商工会議所 副会頭
◎	■	村井 祐一	有識者	田園調布学園大学 教授
	◆	森田 博史	認可外保育 施設	川崎認定保育園協議会 副会長
	■	芳川 玲子	有識者	東海大学文化社会学部 教授
	■ ★	吉田 弘道	有識者	専修大学 教授
	★	渡邊 直美	子育て支援 従事者	公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長

※1 役職 ◎：会長 ○：副会長

※2 部会 ■：計画推進部会 ◆教育・保育推進部会 ★子ども・子育て支援推進部会

3 川崎市子ども・子育て会議条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- （2） 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 法第6条第2項に規定する保護者
- （3） 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4） 事業主を代表する者
- （5） 労働者を代表する者
- （6） その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する意見を述べることができる。

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

（設置の目的）

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に 関すること。
- （2）青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- （3）その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（幹事会）

第5条 推進本部会議には、推進本部会議に付議する事項に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 5 第2項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（検討部会）

第6条 幹事会には、幹事会に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第3に掲げる検討部会を置く。

- 2 各検討部会は、別表第3に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。
- 3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部会議、幹事会、検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	健康福祉局長
○	こども未来局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第2（第5条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議幹事会

	局 名	部課名	職名
◎	こども未来局		局長
	総務企画局	都市政策部	部長
	総務企画局	行政改革マネジメント推進室	室長
	財政局	財政部	部長
	市民文化局	市民生活部	部長
	市民文化局	コミュニティ推進部	部長
	市民文化局	人権・男女共同参画室	室長
○	こども未来局	総務部	部長
	こども未来局	子育て推進部	部長
	こども未来局	こども支援部	部長
	こども未来局	青少年支援室	室長
	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	室長
	経済労働局	産業政策部	部長
	健康福祉局	総務部	部長

	健康福祉局	地域包括ケア推進室	室長
	まちづくり局	総務部	部長
	建設緑政局	総務部	部長
	川崎区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション	所長
	川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション	所長
	幸区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	中原区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	高津区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	宮前区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	多摩区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	麻生区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	教育委員会事務局	総務部	部長
	教育委員会事務局	学校教育部	部長

◎幹事長、○副幹事長 事務局：企画課

別表第3（第6条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関する事 保育施策に関する事 幼児教育施策に関する事
こども支援部会	児童養護施策に関する事 母子保健施策に関する事 母子父子寡婦福祉施策に関する事
こども安全推進部会	青少年施策に関する事 子どもの権利施策に関する事 こどもの安全に関する総合的施策に関する事

事務局：企画課

川崎市子ども・若者の未来応援プラン第6章改定版
(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)

令和2(2020)年2月

編集 川崎市こども未来局総務部企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
電 話 044-200-3028
F A X 044-200-3190
E メール 45kikaku@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY